

江戸川区議会会議規則の一部を改正する規則

江戸川区議会会議規則（昭和三十一年十月議会規則第七号）の一部を次のように改正する。

「第八章 表決（第七十七条―第八十七条）

第九章 請願（第八十八条―第九十四条）

第十章 秘密会（第九十五条・第九十六条）

第十一章 辞職及び資格の決定（第九十七条―第一百一条）

目次中 第十二章 規律（第一百二条―第一百九条）

第十三章 懲罰（第一百十条―第一百七条）

第十四章 会議録（第一百八条―第一百二十一条）

第十五章 議員の派遣（第一百二十二条）

第十六章 補則（第一百二十三条）

「第八章 表決（第七十七条―第八十七条）

第九章 公聴会、参考人（第八十八条―第九十四条）

第十章 請願（第九十五条―第一百一条）

第十一章 秘密会（第一百二条・第一百三條）

第十二章 辞職及び資格の決定（第一百四条―第一百八条）に改める。

第十三章 規律（第一百九条―第一百六条）

第十四章 懲罰（第一百七条―第一百二十四条）

「

を

第十五章 会議録（第二百二十五条―第二百二十八条）

第十六章 議員の派遣（第二百二十九条）

第十七章 補則（第三百十条）

第二十七条中「第二十五条」の下に「（選挙の宣告）」を加える。

第三十八条第一項中「第九十条」を「第九十七条」に改める。

第八十四条中「、第三十二条（選挙結果の報告）第一項」を「、第三十二条第

一項（選挙結果の報告）」に改める。

第二百三条を第二百三十条とする。

第十六章を第十七章とする。

第二百二条を第二百十九条とする。

第十五章を第十六章とする。

第二百一条を第二百八条とし、第一百八条から第二百十条までを七条ずつ

繰り下げる。

第十四章を第十五章とする。

第一百七条を第二百四条とし、第一百十二条から第一百六条までを七条ずつ繰り下げる。

第一百十一条中「第三十八条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項」を「第三十八条第三項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」に改め、同条を第二百八条とする。

第一百十条第二項中「第九十六条（秘密の保持）第二項」を「第一百三条第二項（秘密の保持）」に改め、同条を第一百十七条とする。

第十三章を第十四章とする。

第一百九条を第一百十六条とし、第一百二条から第一百八条までを七条ずつ繰り下げる。
第十二章を第十三章とする。

第一百一条中「被選挙権の有無を決定」を「議会が議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについての法第一百二十七条第一項の規定による決定を」に改め、同条を第一百八条とする。

第一百条中「第三十八条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項」を「第三十八条第三項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」に改め、同条を第一百七条とする。

第九十九条中「により、議員の被選挙権の有無」を「による議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうか」に改め、同条を第一百六条とする。

第九十八条を第一百五条とし、第九十七条を第一百四条とする。

第十一章を第十二章とする。

第九十六条を第一百三条とし、第九十五条を第一百二条とする。

第十章を第十一章とする。

第九十四条を第一百一条とし、第八十八条から第九十三条までを七条ずつ繰り下

げる。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 公聴会、参考人

（公聴会開催の手續）

第八十八条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第八十九条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第九十条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第九十一条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第九十二条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第九十三条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会在特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第九十四条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第九十一条（公述人の発言）、第九十二条（議員と公述人の質疑）及び第九十三条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

付 則

この規則は、平成三十年三月二十三日から施行する。

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づき、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致についての規定を追加するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。